

こんなのアリ!?と思ったら...

あきらめないうで、まず相談!

送りつけ商法

「以前注文をいただいた商品(健康食品など)を送る」などと電話をかけてきて、断ったにもかかわらず代金引換などで強引に商品を送りつけてくる手口です。

「注文していない」と断ると、「訴える」などとおどしてきたり、損害賠償を求めてくることもあります。



注文しないのに届いた商品
代金支払いはダメっ!

注文した覚えのない商品は受け取らない!代金は支払わない!

- ★消費者が承諾していないにもかかわらず一方的に商品を送り付けられた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。
- ★商品が届いてしまっても、安易に受け取らず、受け取り拒否をしてください。その際、業者名や連絡先も控えておきましょう。
- ★勧誘されても必要なければはっきりと断りましょう。
- ★万一、電話で承諾した場合でも、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)が可能です。



あきらめないうで、
まず相談!

宮崎県消費生活センター
☎ 0985-25-0999

都城支所
☎ 0986-24-0999

延岡支所
☎ 0982-31-0999

